

お知らせ

まちのデータ

(令和4年(2022年)3月末日現在)

人口	2万5,784人	交通事故発生件数	(3月中、物損含む)
男	1万2,231人	有田川町	39件
女	1万3,553人	死者	1人 負傷1人
	1万665世帯		湯浅警察署調べ



お問い合わせ
電話番号

吉備庁舎
金屋庁舎
清水行政局 } 52-2111

張絡出張	23-0001
出連出出道	22-0351
山生郷諦	22-0254
城粟五安水	26-0001
ALEC (アレック)	52-5356
	53-1031
	52-4730

環境プラス	52-5384
セック急患	52-7855
タ収集所	52-4882
一場所苑	52-3055
有田川町少年センター	52-5474
子育て支援センター	090-7966-1697
	52-8744

相談

5月の行政相談

●5月12日(木)
きび保健福祉センター
13時30分
～16時

問 総務課 (吉備庁舎)

年金

離婚時の年金分割制度 ご存じですか

「離婚時年金分割制度」とは、離婚をした場合に、2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができるとの制度です。いずれの場合も、離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があります。

①合意分割制度

・2人からの請求により、年金を分割できます。
・年金分割の割合は、2人の合意、または裁判手続きによって決定されます。

②3号分割制度

・国民年金第3号被保険者(厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方)であった方から

の請求により、年金を分割できません。
年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。

平成20年(2008年)4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。

問 住民課 (吉備庁舎)・和歌山西年金事務所 ☎073・447・1660

税金

「紀の国森づくり税」を 5年間延長します

森林を県民の財産として守り育てるため、平成19年度(2007年度)から実施している「紀の国森づくり税」が、令和4年度(2022年度)から引き続き5年間延長となりました。

「紀の国森づくり税」は、紀の国森づくり基金に積み立て、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全および森林と共生する文化の創造に関する施策に使われます。

●納税義務者/個人および法人の県民税均等割の納税者

●税額

・個人/500円(均等割に加算)
・法人/10000円～4万円(均等割に5%を加算)

問 税務課 (吉備庁舎)・和歌山県税務課 ☎073・441・2182

令和4年度(2022年度) 「インボイス制度説明会」 登録申請相談会

令和5年(2023年)10月から導入される消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

- 日時/5月25日(水) 14時～15時
- 場所/公益社団法人湯浅納税協会 3階会議室(湯浅町湯浅2430番地77)
- 定員/20人(先着順)
- ※開催日の1週間前までに申し込みが必要です。

- 申し込み先/湯浅税務署 法人課 税部門 ☎63・5406(直通)
- 主催/湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会
- ※当日に、登録申請手続きを希望する方は「スマートフォン」「マイナンバーカード」を持参してください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催を中止することがありますので、ご了承ください。

問 湯浅税務署 法人課税部門 ☎63・5406